

<p>第十條の二十二第三項において準用する場合を含む。の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。に限る。を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、法第十条第一項の更新の申請の場合においては、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第十條の二十二第三項において準用する場合を含む。の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。に限る。を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、法第十条第一項の更新の申請の場合においては、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。</p> <p>○農林水産省令第六十六号</p> <p>農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項、第二十八条第二項及び第三十四条第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第一百八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>令和二年九月三十日 農林水産大臣 野上浩太郎</p> <p>農林水産省組織規則の一部を改正する省令</p> <p>農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。</p>	<p>（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、情報化推進官及び文書管理専門官）</p> <p><b>第五條</b> 広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官三人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、情報化推進官一人及び文書管理専門官一人を置く。</p> <p>2 13 (略)</p> <p>14 デジタル企画官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策のうちデジタル技術の活用に係るものの企画及び立案並</p>
<p>（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、情報化推進官及び文書管理専門官）</p> <p><b>第五條</b> 広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官三人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、情報化推進官一人及び文書管理専門官一人を置く。</p> <p>2 13 (略)</p> <p>14 デジタル企画官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策のうちデジタル技術の活用に係るものの企画及び立案並</p>	<p>（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、情報化推進官及び文書管理専門官）</p> <p><b>第五條</b> 広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官三人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、情報化推進官一人及び文書管理専門官一人を置く。</p> <p>2 13 (略)</p> <p>（新設）</p>

<p>びにデジタル技術を活用した事務の運営の改善及び効率化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。</p> <p>15 16 (略)</p> <p>（統計品質向上室並びに管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官）</p> <p><b>第十條</b> 管理課に、統計品質向上室並びに管理官一人、総務・会計専門官一人及び統計品質管理官二人を置く。</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>（農業対策室並びに生産安全専門官、肥料原料・生産工程管理専門官、農業審査官、農薬国際審査官及び審査官）</p> <p><b>第十九條</b> 農産安全管理課に、農業対策室並びに生産安全専門官四人、肥料原料・生産工程管理専門官一人、農業審査官八人、農薬国際審査官一人及び審査官五人を置く。</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>5 肥料原料・生産工程管理専門官は、肥料の原料及び生産工程の管理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。</p> <p>6 5 8 (略)</p> <p>（家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官、野生動物専門官及び国際衛生専門官）</p> <p><b>第二十二條</b> 動物衛生課に、家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官八人、野生動物専門官一人及び国際衛生専門官五人を置く。</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 国際衛生対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 輸出入に係る動物（水産動物を除く。次号及び第八項において同じ。）及び畜産物の検疫に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>5 6 (略)</p>	<p>（統計品質向上室並びに管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官）</p> <p><b>第十條</b> 管理課に、統計品質向上室並びに管理官一人、総務・会計専門官一人及び統計品質管理官一人を置く。</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>（農業対策室並びに生産安全専門官、農業審査官、農薬国際審査官及び審査官）</p> <p><b>第十九條</b> 農産安全管理課に、農業対策室並びに生産安全専門官四人、農業審査官八人、農薬国際審査官一人及び審査官五人を置く。</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>（新設）</p> <p>5 5 7 (略)</p> <p>（家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官及び国際衛生専門官）</p> <p><b>第二十二條</b> 動物衛生課に、家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官六人及び国際衛生専門官四人を置く。</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 国際衛生対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 輸出入に係る動物（水産動物を除く。次号及び第七項において同じ。）及び畜産物の検疫に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>5 6 (略)</p>
---	--

<p>（統計品質向上室並びに管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官）</p> <p><b>第十條</b> 管理課に、統計品質向上室並びに管理官一人、総務・会計専門官一人及び統計品質管理官一人を置く。</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>（農業対策室並びに生産安全専門官、農業審査官、農薬国際審査官及び審査官）</p> <p><b>第十九條</b> 農産安全管理課に、農業対策室並びに生産安全専門官四人、農業審査官八人、農薬国際審査官一人及び審査官五人を置く。</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>（新設）</p> <p>5 5 7 (略)</p> <p>（家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官及び国際衛生専門官）</p> <p><b>第二十二條</b> 動物衛生課に、家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官六人及び国際衛生専門官四人を置く。</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 国際衛生対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 輸出入に係る動物（水産動物を除く。次号及び第七項において同じ。）及び畜産物の検疫に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>5 6 (略)</p>	<p>（統計品質向上室並びに管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官）</p> <p><b>第十條</b> 管理課に、統計品質向上室並びに管理官一人、総務・会計専門官一人及び統計品質管理官一人を置く。</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>（農業対策室並びに生産安全専門官、農業審査官、農薬国際審査官及び審査官）</p> <p><b>第十九條</b> 農産安全管理課に、農業対策室並びに生産安全専門官四人、農業審査官八人、農薬国際審査官一人及び審査官五人を置く。</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>（新設）</p> <p>5 5 7 (略)</p> <p>（家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官及び国際衛生専門官）</p> <p><b>第二十二條</b> 動物衛生課に、家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官六人及び国際衛生専門官四人を置く。</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 国際衛生対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 輸出入に係る動物（水産動物を除く。次号及び第七項において同じ。）及び畜産物の検疫に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>5 6 (略)</p>
--	--